



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

日本郵政株式会社

サステナビリティファイナンス・フレームワーク

据置



発行体	日本郵政株式会社（証券コード:6178）
評価対象	日本郵政株式会社 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

評価の概要

日本郵政株式会社（日本郵政）は、日本郵政株式会社法に基づき、2006年1月に設立された。2007年10月、郵政民営化関連法に基づき、旧日本郵政公社の機能を持株会社である日本郵政と郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の4つの事業会社に引き継ぐことで、日本郵政グループは5社体制でスタートした。その後、2012年4月に成立した郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、同年10月に郵便事業と郵便局が統合して日本郵便株式会社が発足し、グループは日本郵政、その傘下子会社である日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の4社体制へと再編され、現在に至る。日本郵政の業務は、グループの経営管理、業務の支援及び経営戦略の策定のほか、日本郵政公社から承継した通信病院を運営する病院事業などである。このほか、電気通信役務及び情報処理サービスの提供や、人事や経理に関する業務などのグループシェアード事業の傘下子会社等からの受託も手掛けている。

日本郵政グループは、2021年5月に策定した中期経営計画「JP ビジョン 2025」について、グループを取り巻く環境の変化を踏まえて見直しを行い、「JP ビジョン 2025+（プラス）」（2024年度～2025年度）を2024年5月に発表した。「JP ビジョン 2025+」では、顧客と地域を支える「共創

プラットフォーム」を目指し、コアビジネスの充実・強化に向けて、成長分野へのリソースシフトを強力に推進している。また、サステナビリティ経営の推進として、日本郵政グループの強みを活かし、各事業戦略を通じたグループとしての成長と Well-being の向上及び GX を含む低環境負荷社会への貢献を通じた、社会とグループの持続可能性の向上を目指している。

今般の評価対象は、日本郵政がサステナブルファイナンスに関する資金調達のために策定した、サステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークが「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋ローン市場協会（APLMA）、ローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）、環境省及び金融庁が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR は、2022 年 7 月 25 日に日本郵政の本フレームワークに対してサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“SU1(F)”を付与している。今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等に基づき、日本郵政が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。

日本郵政は、2022 年 7 月時点の本フレームワークにおいて、グリーン適格クライテリアの一つとして、一定以上の認証水準を有するグリーンビルディングを挙げている。グリーンビルディングに関する適格クライテリアは、CASBEE 認証 B+ランク以上、BELS 評価 3 つ星以上、DBJ Green Building 認証 3 つ星以上、東京都建築物環境計画書制度における評価段階 2 以上、LEED 認証 Silver 以上、BREEAM 認証 Very good 以上、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented、ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented に該当する建物のいずれかを取得済あるいは今後取得予定の物件としている。JCR は、2022 年 7 月時点で日本郵政の定めたグリーン適格クライテリアは環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

日本郵政は、グリーンビルディングの基準について、CASBEE 認証に係る記載の明確化、BELS 評価の適格ランクの変更、東京都建築物環境計画書制度に係るバージョンの明確化、LEED 認証に係るバージョンの明確化、BREEAM 認証に係るバージョンの明確化を行っている。いずれについても、JCR は引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

日本郵政は、サステナビリティに関する明確な目標のもと、サステナビリティファイナンスの調達を企図している。環境・社会問題へ取り組む社内体制は適切に構築されており、専門的な知見を有する部署が資金使途となるプロジェクトの選定プロセスに関与する仕組みも確保されている。また、サステナビリティファイナンスによる調達資金の管理は、予め定められた部署において適切に行われる。レポートについては、資金充当状況及び環境改善効果・社会的便益の指標が開示される予定である。以上より、日本郵政のサステナビリティファイナンスに係る管理・運営体制について、前回評価時と同様適切であり、透明性が高いことを JCR は確認した。

サステナビリティファイナンスに係るプロセス及び資金管理について、前回評価時と同様適切であり、透明性が高いことを確認した。また、レポートングについても、開示内容等が適切である旨を確認した。

以上のレビューの結果、本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「ソーシャルボンド原則³」、「ソーシャルローン原則⁴」、「サステナビリティボンド・ガイドライン⁵」、「グリーンボンドガイドライン⁶」、「グリーンローンガイドライン⁷」及び「ソーシャルボンドガイドライン⁸」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ ICMA "Green Bond Principles 2021"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

² LMA, APLMA, LSTA Green Loan Principles 2023

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

³ ICMA "Social Bond Principles 2023"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

⁴ LMA, APLMA, LSTA Social Loan Principles 2023

<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

⁵ ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

⁶ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2024 年版

<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>

⁷ 環境省 グリーンローンガイドライン 2024 年版

<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>

⁸ 金融庁 ソーシャルボンドガイドライン

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の使途（適格クライテリア）
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途（適格クライテリア）

サステナビリティファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価付与時点において変更後も引き続き適切であるか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

サステナビリティファイナンスを通じて実現しようとする目標、サステナビリティプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて、引き続き適切に運用されているか。

3. 調達資金の管理

サステナビリティファイナンスによって調達された資金が、確実にサステナビリティプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポートニング

サステナビリティファイナンスに係るレポートニング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途（適格クライテリア）

日本郵政では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の環境改善効果または社会課題の解決に資することが確認された適格クライテリア（適格プロジェクト分類）に該当する事業（「適格プロジェクト」）への新規投資及び既存のリファイナンスに充当する予定です。

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト
【グリーンプロジェクト】 クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> 集配等に用いる EV 車両の導入にかかる費用 EV 充電装置の設置
【グリーンプロジェクト】 再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備及び木質バイオマス発電設備にかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマス発電設備に関しては、当該設備の近隣から燃料を調達している設備 蓄電池の設置
【グリーンプロジェクト】 グリーンビルディング/エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの建物認証または所在自治体による環境性能に関する確認を取得、もしくは将来取得または、更新予定の建物の建設、内装・設備の工事・更新ならびに物件取得にかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> CASBEE 建築、CASBEE 不動産、自治体版 CASBEE※における <u>S ランク、A ランク、B + ランク</u> ※自治体版 CASBEE は、工事完了日から 3 年の有効期間を設ける 2024 年 3 月末以前に取得した BELS（平成 28 年度基準）における <u>3 つ星以上かつ既存不適格ではないこと</u> 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS における <u>レベル 6 ~ 4（非住宅）</u> ※2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上かつ既存不適格ではないこと 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS における <u>レベル 4 ~ 3（再エネ設備のない住宅）</u> 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS における <u>レベル 6 ~ 3（再エネ設備のある住宅）</u> ※2016 年以前築の既存建物の新規取得は再生可能エネルギーの有無によらずレベル 2 以上 DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上 東京都建築物環境計画書制度における <u>評価段階 3 または評価段階 2（2020 年度基準以降）</u> LEED 認証における <u>Platinum, Gold, Silver（LEED BD+C の場合は v4 以降）</u>

	<ul style="list-style-type: none"> — <u>BREEAM 認証における Outstanding, Excellent, Very good (BREEAM New Construction の場合は v 6 以降)</u> — ZEB, Nearly ZEB, ZEB Ready, ZEB Oriented, ZEH-M, Nearly ZEH-M, ZEH-M Ready, ZEH-M Oriented に該当する建物
【グリーンプロジェクト】 エネルギー効率/環境適応製品、環境に配慮した生産技術及びプロセス	<ul style="list-style-type: none"> • 環境配慮型郵便局（+（ぶらす）エコ郵便局）の建設にかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> — CLT（クロス・ラミネイティッド・ティンバー：温室効果ガス排出量の少ない新たな木材工法）の利活用と環境負荷の小さい自家発電等を組み合わせた環境に配慮した郵便局の建設・整備費用 • 郵便局等への LED 照明の導入、郵便局窓口における省電力装置の設置・遮熱カーテンの導入等にかかる費用
【ソーシャルプロジェクト】 必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者・介護者向け施設・サービス提供（高齢者向け施設の提供） • 子育て支援施設・サービスの提供（保育施設の提供） • 災害発生時における避難場所の提供（帰宅困難者の受入スペースの提供、防災用品の備蓄倉庫の提供）
【ソーシャルプロジェクト】 社会経済的向上・エンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> • シェアオフィスの整備 • スタートアップ等中小企業の支援施設の整備 • 高齢者・障がい者等の利便性を考慮したバリアフリー設備の設置・整備

【本フレームワークに対する JCR の評価】

2024 年 4 月に建築物の省エネ性能表示制度の告示が改正・施行されたこと等に伴い、日本郵政は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 認証に係る記載の明確化、BELS 評価の適格ランクの変更、東京都建築物環境計画書制度に係るバージョンの明確化、LEED 認証に係るバージョンの明確化、BREEAM 認証に係るバージョンの明確化を行った。

本フレームワークにおいて、今回記載が変更された CASBEE 認証、BELS 評価、東京都建築物環境計画書制度、LEED 認証及び BREEAM 認証の概要を以下に示す。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評

価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とするBEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、Bランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

自治体版 CASBEE は、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度などに CASBEE が活用されている。この際、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。本フレームワークでは、有効期間を工事完了日より3年としており、CASBEE-建築（新築）の有効期間と一致している。以上より、自治体版 CASBEE も CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。

今般、日本郵政が適格クライテリアとして定めたB+以上の建物は、CASBEE-建築（新築）及び自治体版 CASBEE においてはBEEが1.0以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、またCASBEE-不動産においても、計測の基準はBEEではないものの、従来のCASBEE-建築等におけるB+相当の物件であることから、環境改善効果があるとJCRは評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果はBEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成28年度基準）では1つ星から5つ星の5段階で評価されており、2つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の2024年4月1日施行により、2,000m²以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が2024年4月に強化され、BELSに新基準（令和6年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル6（消費エネルギー削減率が50%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の7段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル4（消費エネルギー削減率が30%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の5段階で評価される仕組みとなっている。新基準におけるBELSのレベル4（消費エネルギー削減率が30%以上40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については

誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

日本郵政が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

東京都建築物環境計画書制度

東京都建築物環境計画書制度は、一定規模（2,000m²）以上の建築物の建築主に建築物環境計画書の提出等を義務付け、建築主の提出した計画書等の概要を東京都のホームページで公表することにより、建築主に環境に対する自主的な取り組みを求めること、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を図ること等を目的としたものである。本制度において計画書届出義務の対象となる建築物のうち、延べ面積が 10,000m² 超かつ住宅以外の用途（工場等の用途を除く）の床面積の合計が 2,000m² 以上の建築物⁹の建築主においては、環境性能評価書の作成及び、物件の売却、賃貸、または信託受益権を譲渡しようとする相手方に環境性能評価書を交付することが義務づけられている。

本制度の評価は、「エネルギー使用の合理化」、「資源の適正利用」、「自然環境の保全」、「ヒートアイランド現象の緩和」の 4 つの分野に関する 25 の評価項目から構成され、それぞれの評価項目に対し、段階 1~3 の 3 段階の区分によって評価するものとなっている。計画する建築物の環境配慮のための措置がどの「段階」に適合するかを建築主自身が評価・確認することを基本としており、段階 3 は「環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に著しく高い効果を有するレベル」、段階 2 は「環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に高い効果を有するレベル」、段階 1 は「環境への配慮のための措置として建築主が適合すべき最低限のレベル」として、各評価項目の評価基準が設定されている。本制度の評価基準は、国や都の定める省エネルギー基準の改定や再エネ設置基準等に合わせて定期的に見直されており、直近では 2024 年度施行の制度において非住宅物件に対する省エネルギー基準の強化が実施されている。2025 年度施行の制度においては住宅物件に対する省エネルギー基準の新設や再生可能エネルギー利用設備設置基準の新設が予定されている。

日本郵政は、本制度の評価項目のうち、建築物の断熱性能を評価する「建築物の熱負荷の低減」及び省エネルギー性能を評価する「省エネルギーシステム」の 2 つの項目について、段階 2 以上であることを適格クライテリアとして定め、建物用途を非住宅に限定している。本制度の「省エネルギーシステム」における非住宅を対象とした基準は、評価段階 2 以上において国の定める省エネルギー基準を上回るものが設定されており、環境改善効果を認めることができると JCR は評価している。

⁹ 2025 年度施行の本制度においては、環境性能評価書の作成・交付義務の対象となる建築物の規模が拡大されており、計画書届出義務の対象となる建築物（延べ面積 2,000m² 以上の建築物の新築等）のうち、住宅以外の用途（工場等の用途を除く）の延べ面積の合計が 2,000m² 以上の建築物で、売買・賃貸しようとする部分の延べ面積が、一の契約につき 300m² 以上となる建築物が対象となる。

LEED (エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ)

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会 (USGBC) によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C (建築設計及び建設)、ID+C (インテリア設計及び建設)、O+M (既存ビルの運用とメンテナンス)、ND (近隣開発)、HOMES (ホーム)、CITIES (都市) の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum (80 ポイント以上)、Gold (60~79 ポイント)、Silver (50~59 ポイント)、Certified (標準認証) (40~49 ポイント) である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

日本郵政が適格クライテリアとして定めた Silver 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

BREEAM

BREEAM (Building Research Establishment Environmental Assessment Method) は英国建築研究所 BRE (Building Research Establishment) と、エネルギー・環境コンサルタントの ECD (Energy and Environment) によって 1990 年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。当該認証は数年に 1 度アップデートが行われており、現在は v6 及び v6.1 が運用されている (2024 年後半には v7 が登場予定¹⁰)。

BREEAM は法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用・地域生態系、廃棄物、汚染、先進的技術の最大 10 分野で評価される。また、既存建築及び新築建築のいずれにも対応しており、既存住宅やオフィス、小売店舗といった対象種別毎の評価が行われる。

評価結果は、Outstanding (とても素晴らしい)、Excellent (素晴らしい)、Very Good (とても良い)、Good (良い)、Pass (合格) の 5 段階に分かれている。評価は各分野における素点に分野毎に設定された重み係数を掛け、それらを合計した点数によって行われる。重み係数はエネルギーに対して最も大きな係数が設定されているほか、対象種別によって多少の差異があるものの、材料や管理といった分野にも大きな係数が設定されている。また、省エネルギーの観点から、運用段階の CO₂ 排出量を直接評価しているほか、断熱性能や家電の省エネ性能等も評価に織り込まれている。したがって、日本郵政が適格クライテリアとして定めた Very Good 以上は、高い環境性能を有することを示す認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

¹⁰ Building Research Establishment (BRE) 2024 年 1 月 31 日付リリース
<https://bregroup.com/insights/breeam-version-7-set-to-embrace-new-biodiversity-net-gain-legislation>

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

資金使途にかかる本フレームワーク

プロジェクトの評価及び選定プロセス

本フレームワークに基づくサステナビリティファイナンスの資金使途とする適格クライテリア及び適格プロジェクトは、それをを行う事業会社と共同して、その候補を選定し、各事業会社、当社経理・財務部及びサステナビリティ推進部、当社内関係各部との協議を経て、執行役社長が最終決定します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR では日本郵政に確認を行い、前回評価からの変化はないことを確認した。

3. 調達資金の管理

資金使途にかかる本フレームワーク

調達資金の管理

本フレームワークに基づいて調達された資金は、当社の経理・財務部が、専用の帳簿を作成し、適格プロジェクトを実施している事業会社への貸付等により、適格プロジェクトに充当を行います。調達資金は適格プロジェクトに充当されるまでの間、未充当金は現金及び現金同等物にて管理されます。

また、適格プロジェクトへの充当期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合は、プロジェクトの評価及び選定のプロセスに従い、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトを選定し、資金を充当します。資金充当完了後も、資金使途の対象となるプロジェクトに当初の想定と異なる事象の発生や売却が生じた場合、当該事象及び未充当金の発生状況に関し、当社ウェブサイト等で速やかに開示を行います。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理の妥当性及び透明性について適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR では日本郵政に確認を行い、前回評価からの変化はないことを確認した。

4. レポーティング

資金使途にかかる本フレームワーク

レポーティング

当社は、資金充当状況レポーティング及びインパクトレポーティングを、当社ウェブサイトにて年次で開示します。初回の開示は、資金調達から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

(1) 資金充当状況レポーティング

当社は、本フレームワークに基づき調達された資金が全額、適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- ・ 調達資金を充当した適格プロジェクトのリストとその概要（進捗状況を含む）
- ・ 充当金額
- ・ 未充当金の残高及び運用方法
- ・ 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額または割合

(2) インパクトレポーティング

当社は、本フレームワークに基づき調達された資金が償還もしくは返済されるまでの間、適格プロジェクトによる環境改善効果及び社会課題の解決に関する以下の項目について実務上可能な範囲において開示する予定です。

① グリーンプロジェクト

適格プロジェクト	レポーティング項目
E V 車両及び E V 充電装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ EV 車両の導入実績 ・ CO2 排出削減量※
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置実績 ・ 年間発電量（総量）※ ・ CO2 排出削減量※
グリーンビルディング/ エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境認証の取得状況 ・ CO2 排出削減量※ または ERR(エネルギー削減率)※
環境配慮型郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型郵便局の増加数 ・ CLT を使用した面積（㎡） ・ CO2 排出削減量※ ・ エネルギー削減量※

※推定値で開示

② ソーシャルプロジェクト

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト	レポート内容
必要不可欠なサービスへの アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・介護者向け施設・サービス提供（高齢者向け施設の提供） 	【アウトプット】 高齢者・介護者向け施設・サービスの概要 【アウトカム】 高齢者・介護者向けサービスの利用者数 【インパクト】 人生 100 年時代を支える多様な社会・暮らし方に必要とされる基盤整備
	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援施設・サービスの提供（保育施設の提供） 	【アウトプット】 子育て支援施設・サービスの概要 【アウトカム】 子育て支援施設・サービスの利用者数 【インパクト】 人生 100 年時代を支える多様な社会・暮らし方に必要とされる基盤整備
	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における避難場所の提供 	【アウトプット】 帰宅困難者の受入スペース/防災用備蓄倉庫の概要 【アウトカム】 帰宅困難者の受入可能人数/防災用備蓄倉庫の備蓄状況 【インパクト】 人生 100 年時代を支える多様な社会・暮らし方に必要とされる基盤整備
社会経済的向上・エンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> シェアオフィスの整備 スタートアップ等中小企業の支援施設の整備 高齢者・障がい者等の利便性を考慮したバリアフリー設備の設置・整備 	【アウトプット】 施設の概要 バリアフリー設備の概要 【アウトカム】 テナント数、利用企業の属性等 エスカレーター、エレベーター等のバリアフリー施設の設置数 【インパクト】 日本全国の「地域社会」を支える

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果・社会的便益に係るレポートングについて適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR では日本郵政に確認を行い、前回評価からの変化はないことを確認した。

日本郵政では、ウェブサイト上に「サステナビリティファイナンス」に関するページを設けて資金充当状況及びインパクトレポートングの開示を行っており、本フレームワークに定める開示が適切に行われていることを JCR では確認している。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

日本郵政は、「郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指します。また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。」という経営理念のもと、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業、不動産事業、銀行業、生命保険業を中心とした事業を行っている。

日本郵政は、全国 2 万 4 千の郵便局ネットワークというビジネス基盤をより強く、より価値のあるものに進化させるため、2025 年をゴールとする中期経営計画「JP ビジョン 2025」を 2021 年 5 月に策定した。その後、当該中期経営計画について、グループを取り巻く環境の変化を踏まえて見直しを行い、「JP ビジョン 2025+（プラス）」（2024 年度～2025 年度）を 2024 年 5 月に発表した。「JP ビジョン 2025+」では、顧客と地域を支える「共創プラットフォーム」を目指し、コアビジネスの充実・強化に向けて、成長分野へのリソースシフトを強力に推進している。また、サステナビリティ経営の推進として、日本郵政グループの強みを活かして、各事業戦略を通じたグループとしての成長と Well-being の向上及び GX を含む低環境負荷社会への貢献を通じた、社会とグループの持続可能性の向上を目指している。

「JP ビジョン 2025+」では、日本郵政グループにおける非財務目標として、従来からの目標であった①「温室効果ガス排出量の削減（対 2019 年度比で 2030 年度に 46%削減、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す）」、②「女性管理者比率の向上（2030 年度に本社における女性管理者比率 30%）」に加えて、③「社員エンゲージメントスコア（対前年度評価点数以上（2023 年度 3.31pt）」、④「育児との両立支援の向上（男女ともに育休取得 100%、男性育休平均日数 1 か月以上）」に関する目標を新たに設定した。

日本郵政グループでは、サステナビリティに関する重要課題を、①地域生活・地域経済、②高齢社会への対応、③サービスアクセス、④環境、⑤人材・人的資本、⑥経営基盤の 6 つの領域に定め、これらのサステナビリティ重要課題に対して、「地域のハブとしての役割発揮」、「サプライチェーン全体での対応」等のグループの強みを活かして取り組むことにより、各事業の戦略を通じたグループの成長、Well-being の向上及び低環境負荷社会への貢献といった価値創造による、社会とグループの持続性ある成長を目指している。

日本郵政は、サステナビリティ推進部を担当する執行役が委員長を務める「サステナビリティ委員会」を経営会議の諮問機関として設置し、その事務局をサステナビリティ推進部が担っている。また、グループ全体でのサステナビリティ推進体制を強化するため、グループ各社のサステナビリティを担当する役員が参加する「日本郵政グループサステナビリティ連絡会」を開催し、グループ一体となってサステナビリティ経営を推進している。

少子高齢化、人口減少、ICTの進展など、社会環境が変化していく中で、あまねく全国に存在する郵便局は、「国民生活の安心安全の拠点」として期待される役割は高まっている。郵便局の強みを活かしつつ、ICTを活用するなどした郵便局と地方公共団体などの連携が有効な分野及び住民サービス等の調査、関係者の役割分担や継続するための課題等の整理を通じて、モデルケースを創出し、その成果を全国の郵便局、地方公共団体等へ普及・展開を目指している。

郵便局のネットワークを活用し、地域に根差した取り組みとしては、郵便局における地方銀行・駅の業務受託、郵便局へのキオスク端末等の設置、郵便局のみまもりサービスの提供などが挙げられる。郵便局における自治体事務の受託に関しては、2019年7月に全国初の取り組みとして、長野県泰阜村において支所の窓口業務を近隣郵便局が受託した。

以上より、JCRでは、日本郵政がサステナビリティを経営の優先課題と捉えた上で、各種の施策を通じて、環境問題及び社会問題の課題解決に取り組んでいると評価している。

レビュー結果(結論)

SU 1(F)

本フレームワークについて、前項に記載した事項を確認した結果、内容に変更がないことを確認した。したがって、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ソーシャル性評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・新井 真太郎

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル